

「令和 3 年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 3 年（2021 年）10 月 4 日

札幌市長 秋元 克広



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市まちづくり政策局政策企画部企画課  
電話 (011) 211-2281

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

令和 3 年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務

(2) 業務内容

さっぽろ圏（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町により構成される圏域をいう。以下同じ。）の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2015 年の約 260 万人をピークに減少に転じ、2040 年には約 235 万人となることが見込まれている。そのため、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョンでは、さっぽろ圏の活力を維持し、魅力あるまちづくりを進めるために、2040 年時点で圏域人口 240 万人以上確保することを目指している。

本業務は、三大都市圏に在住している、都市機能と豊かな自然を併せ持つ環境を望む子育て世帯や、大都市圏で住みづらさを感じている若年単身世帯、夫婦世帯等をターゲットにし、移住後の暮らしづくりが具体的にイメージできるような、さっぽろ圏への移住に関するプロモーションを実施することで、さっぽろ圏への関心を高め、移住希望者の掘り起こしや移住者の増加につなげることを目的とする。詳細は「令和 3 年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務」仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日（木）まで

3 参加資格

- (1) 札幌市の競争入札参加資格「物品・役務」のうち「一般サービス」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 札幌市内に活動拠点（本店又は支店等）を有していること。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの団体の活動への関与が認められる者でないこと。

#### 4 企画書等の提出方法等

- (1) 提出方法  
持参又は郵送とする。
- (2) 提出期間  
令和3年10月6日（水）～10月20日（水） 17時必着
- (3) 提出先  
上記1のとおり。

#### 5 提案説明書の交付方法

令和3年10月4日（月）からまちづくり政策局政策企画部ホームページにて公開する。

#### 6 選定方法

- (1) 一次審査（書類審査）  
提出された書類を企画競争実施委員会により審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。
- (2) 最終審査（ヒアリング）  
企画競争実施委員会においてヒアリングを実施する。最低基準点を超えた者のうち、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

#### 7 その他

- (1) 以下の場合には、実施委員会において審査のうえ、失格となることがある。
  - ア 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法が、本提案説明書にて定めた内容に適合しなかった者。
  - イ 審査の公平性を害する行為を行ったもの。
  - ウ その他、本案提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない者。
- (2) 企画競争に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の訂正・追加・再提出は認めない。
- (5) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (6) 詳細は提案説明書による。